

第 6643 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 18日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ GoTo キャンペーンの給付金

Q : GoToキャンペーン事業における給付金は、確定申告が必要ですか？

A : 一時所得となり、課税対象になります。

【解説】

GoToキャンペーン事業 (GoToトラベル、GoToイート、GoToイベント) における給付金は、「一時所得」として課税対象になります。

収益の計上時期は、次のとおりです。

①GoToトラベルの給付金

旅行終了時 (旅行代金割引相当額)

クーポン使用時 (地域共通クーポン相当額)

②GoToイートの給付金

ポイント・食事券使用時

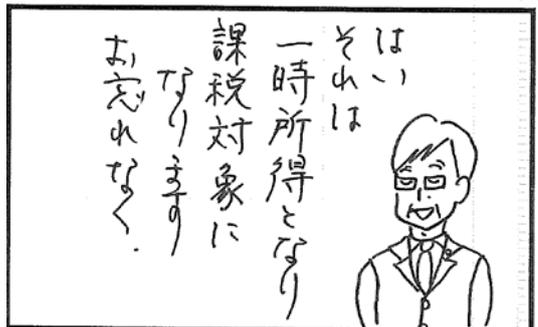
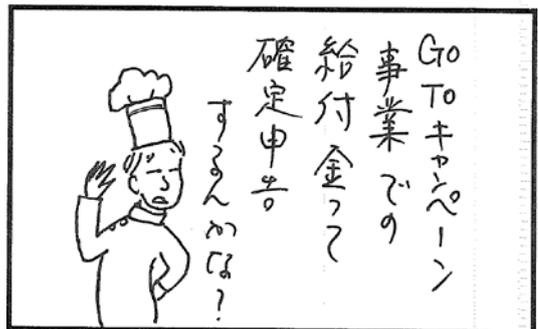
③GoToイベントの給付金

ポイント・クーポン使用時

一時所得の金額は、次の算式で計算します。

一時所得の金額 = (総収入金額) - (その収入を得るために支出した金額) - 特別控除額 (最高50万円)

したがって、GoToキャンペーンの給付金がこの特別控除額の50万円を超えない限り確定申告をする必要はないのですが、他の一時所得、たとえばふるさと納税の返礼品 (経済的利益) や生命保険の満期保険金を受け取った場合などで50万円を超えるときは、一時所得の金額が発生し、確定申告をしなければなりませんので、注意しておいてください。



【三輪厚二税理士事務所 (大阪市中央区)】